



別記様式第1号（第12条関係）

|       |             |
|-------|-------------|
| 受付番号  | 平成23年 第3号   |
| 受付日   | 平成23年 七月25日 |
| 送付日   | 平成23年 七月25日 |
| 答弁受理日 | 平成23年 8月5日  |

## 文書質問書

177

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

|       |                |
|-------|----------------|
| 質問者氏名 | 小川 政人          |
| 所管部局  | 塙田 博 上下水道事業管理者 |

平成十二年九月の東海豪雨時における十四川溢水及び水害訴訟についてと、七月四日の文書に対する答弁書に対する再質問。

問1 「樋門が同日開扉されていたとしても、十四川の溢水を回避することはできず、その結果富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる。」との裁判所の判断が正しければ、当日十四川の未改修の近鉄橋梁より上流のネック箇所で溢水していないのに、改修済みのJRより下流の樋門付近で溢水したとすれば、樋門を開扉していても、十四川のネック箇所は樋門ということになるが、それで正しいですかお尋ねします。

乙十七号証によると、樋門が同日開扉されていたとしても、午後五時ごろ十四川は溢水すると予測するが、十四川が溢水しても、十四川溢水による富田地区の10センチメートル以上の溢水被害がなくなり、十四川溢水による床下浸水及び床上浸水はなくなり、十四川溢水による床下浸水及び床上浸水は、樋門操作の善管注意違反による人災であることが証明される。なぜ樋門管理の責任者として、十四川溢水による床下浸水及び床上浸水した、家屋の住民にお詫びをしないのかお尋ねします。

「河川計画（河川の計算）については、東海豪雨時でも、未改修のネック箇所を通過できる水量では、樋門を開扉していれば改修済みのJRより上流の樋

門付近では溢れない」という計算結果でありませんので、「うその説明」にあたりません。と答弁するが、

塙田上下水道事業管理者は樋門を開けていれば北星高校あたりがネック点になります。とか一番水が少なく流れる箇所をネック点と言っております。と6月議会で答えている。これは河川計画（河川の計算）による回答ではないですかお尋ねします。

また平成15年12月議会で、塙田上下水道事業管理者（当時都市整備部長）は、十四川は上流にネック箇所で流れる水しか下流には流れていかない。と答えている。これも河川計画（河川の計算）による回答ではないですかお尋ねします。東海豪雨時もネック箇所で流れる水しか流れないで、河川計画（河川の計算）については、東海豪雨時でも未改修のネック箇所を通過できる水量では樋門を開扉していれば改修済みのJRより上流の樋門付近では溢れない」という計算結果でありませんので、「うその説明」にあたりません。という答弁は嘘ですね、お答えください。

また、塙田都市整備部長時代に、篠原都市整備部長にお願いしてアイオイテックというコンサルに依頼した河川計画（河川の計算）に基づく十四川流量計算でも、ネック箇所を流れる水量では樋門を開扉していれば樋門付近では溢水しないと報告されている。この流量計算は間違いですかお尋ねいたします。

後藤前都市整備長は、水理計算できる職員は、十四川はJRから下流では溢水しないことは判っているので都市整備部だけが悪いのではなく上下水道局の職員にも水理計算できる職員がいるのでその人たちも同罪であると言っている。本人に確認して答えをおしえてください。

いくら水商売をしているからと言っていい加減な答弁をしないでください。

問2 文書質問に答えてください。裁判所の誤審を正すことも国民の務めではないですか、再度お尋ねいたします。

間違えた証拠書類（乙17号証）の十四川縦断面図はネック箇所（北星高校付近）で、多くの水が溢れて川からこぼれ落ちる（約10m<sup>3</sup>/秒）が、そのこぼれ落ちた水をこぼれないと計算して、最高水位になる午後5時ごろ溢水するものと予測されるとしているが、当然こぼれおちた水量を差し引けば、午後5時ごろも溢れない。このことは日本上下水道設計株式会社（乙17号証の作成者）の技術者も、私の追及で認め本市の都市整備部河川排水課や、上下水道局の施設課（乙17号証の作成依頼者）も認めていながら、正しい縦断面図を作

り直さないのはなぜかお尋ねします。

製作者が間違えたなら料金は掛からないはずだが、それとも裁判所を騙す為にうその縦断面図を作成依頼したのかお尋ねします。

質問に的確にお答えください。

問 3 裁判では十四川溢水による住民被害の損害については争っていないが、問1で述べたように樋門操作の善管注意義務違反によって床下浸水・床上浸水が起きたことは立証されている。住民の被害状況を調査するのが当然だと思います。これも質問に的確にお答えください。

東海豪雨当日、十四川流域の降雨は、十四川のネック箇所でも溢水しない程度の雨しか降ってない。塙田上下水道事業管理者（当時都市整備部長）は平成15年12月議会で、十四川が四日市高校付近で漏れなかったのは十四川流域では北消防署で降ったような雨は、降っていないと推測すると答えていた。裁判所の判断するような、通常の予想外の猛烈な雨が降っても、ネック箇所を通過できる水量は変わらないので、JRより下流では溢水するような水は流れていかないで自然では溢れない。塙田上下水道事業管理者も本年3月の議会で「当日は樋門が閉まっていた。ですから溢れた。」と答弁しているまた6月議会で「樋門が開いていれば北星高校あたりがネック点になる」とも答えていた。裁判所の判断が間違っていると言っているのとおなじことだと思いますが、違いますかお答えください。

裁判所はなぜポンプが故障したのか説明していないのに、ポンプの復旧費用の請求を却下したのは違法な判決であると思いますがお答えください。

裁判所は「十四川が溢水して、四日市市が本件支出を行った事実との因果関係を認めることができない」と判断したが先にも述べたように樋門操作の善管注意義務違反がなければ、十四川溢水による住民の床下浸水・床上浸水がなくなることが立証されており、このことは裁判では争点になつてないので、判断されていない。住民被害については因果関係の判断をしてないので、被害状況調査を行わないというのは間違いである。行政の善管注意義務違反で水害被害をもたらしたことが、行政が作成し、今の時点では裁判所も正しいと認める証拠書類（乙16・17号証）で明らかであり、被害状況を調査して市民に説明するのが、行政の務めだと思いますがお答えください。

質問に対して的確にお答えください。